

千葉県告示第529号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により、次の事業所を指定障害福祉サービス事業所として指定したので、同法第51条第1項の規定により告示します。

令和5年6月22日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類	定員
ITオフィス桜木 千葉県千葉市若葉区桜木北1-14-1 1階	株式会社スタンバイ 千葉県千葉市中央区弁天1丁目20番8号 栗野 有規子	令和5年 7月1日	1210106025	就労継続支援B型	20